

平成21年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年6月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第1号 平成20年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (町長提出)
- 日程第 3 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第3号 那珂川町農村公園設置条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 7 議案第4号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 8 議案第5号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について (町長提出)
- 日程第 9 発議第1号 農業委員会委員の推薦について (議員提出)
- 日程第10 発委第1号 議員の派遣について (議員提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

一般質問

議長（小川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。

大 森 富 夫 君

議長（小川洋一君） 17番、大森富夫君の質問を許可いたします。

大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） おはようございます。日本共産党の大森富夫でございます。

質問通告どおり4項目につきまして、順次一般質問を行いたいというふうに思います。限られた時間ですので、この時間内での質問でありますので、答弁は的確に明確に端的に答えられるよう、まず最初に要請いたします。

この6月議会が過ぎますと、9月定例議会を待たずして21世紀の日本の進路が問われる総選挙が行われることは必至であります。今、圧倒的多数の国民、町民は政治の現状に大きな不満を持っていると思います。それは、最近朝日新聞が3,000人の人を対象に郵送で世論調

査を実施した結果として、その91%が今の政治は社会の将来像を示していないということを今の政治に不満という答えをした、この同じ91%の不満の決定的な要因、その中身等を挙げています。自・公、また民主も日本の将来像を示せないということが不満の決定的な要因、こういう中で、日本共産党の綱領は、1つにはルールある経済社会、自主・自立の平和外交という21世紀への日本の進むべき道を示しております。それは、宙に浮いたものではなくて、地方政治の変革とともに地域における生活相談や労働相談、職場や地域での各種の要求実現などです。その戦いと協働して日本の前途を切り開いていくという明確な方針と取り組みになっているものであります。

昨日、町長は再選出馬の考えを問われて、最初の発言ではできるだけ早い時期に決定したいという出馬の是非を慎重にした、明言を避けた答弁をしながら、2回目には答弁を求められないのに、発言を、質問さえもないのに、みずから出馬の表明をしたいと、このようなことを明言いたしました。

これは現在、町長の後援会がどういうふうなものになっているか、もちろん私どもにはわかりませんが、その後援会や議員や支持者に何の相談もなく唐突に一人で出馬表明をあの時点で行ったというふうに、私は受けとめたわけであります。

このように、この6月議会は国政でも、地方政治におきましても、この町政におきましても、重要なこの議会となりました。町長が再選出馬に値するものかどうか、以下の質問に対する答弁についても注目をして聞いておきたいというふうに思います。

1つは、まず新型インフルエンザ対策についてでございます。

先月21日の全員協議会におきまして示された町の新型インフルエンザ対策行動計画には、序説から語句説明までのA4型の19ページにわたるインフルエンザについてです。及び町の基本行動と体制について詳述されております。

一部に言われますように、新型インフルエンザについて、騒ぎ過ぎではないかというような考え方ではなく現実にはどうしているのかと。きょう最新のニュースにおきましても、フェーズ6にするかどうかというふうなことが報道されておりますに、非常に極めて重大な事態になっております。行政として感染予防、発生したときの感染拡大防止、住民支援対策など被害を最小限に抑えなければなりません。幸い当町におきましては、現時点におきまして、感染発生は確認されておられません。しかし、過去の例は新型インフルエンザは人体に全くその抗体がないために爆発的な感染を起こしてきたということを示しています。そこで、以下の点について伺っておきたいというふうに思います。

1つは、現在、発生段階概要のうち、第2段階の国内早期発生の段階になっております。対策本部会議の開催状況など現段階での町の取り組みについて、その状況について伺っておきます。

2点目は、この新型インフルエンザにつきまして、町民に不安を解消するというようなことについて、一番は相談窓口ということの設置というのがあるというふうに思いますし、そのことが重要と思いますけれども、この点での取り組みですけれども、どういうふうになっているかという点であります。

3点目は、当面の財政措置といたしまして600万円が計上されました。その用途については、町民の皆さんもまだわかっておられないというふうに思いますので、この点での説明を得ておきたいというふうに思います。

4点目は、町内医療機関及び周辺医療機関、関係者との情報交換などができる体制づくりというのが必要というふうに思いますけれども、この点での取り組みについてであります。

5点目は、今後第2段階の県内発生、第3段階に入った場合を想定したとき、基本行動時に当町としておくれを来さないための体制というふうな点については、どういうふうになっているかという点で伺います。

次に、福祉施策の充実についてであります。

少子・高齢化が進む当町におきましては、子育て支援策、特別に重視して取り組む必要があるというふうに、私は常々強く感じています。しかし、これまでの一般質問等の答弁におきましては、県の取り組みの範囲内におさめている。こういうところにとどまっているというふうに思うんです。県内では、独自に少子・高齢化という状況に的確に対応した施策を講じている自治体は少なくありません。ふえてきているというふうに思います。町のこの少子・高齢化、過疎地域におきました状況に見合った福祉施策の充実というものを、これから十分図っていかなければならないというふうに思いますけれども、その中で、次の3点について伺います。

これまでも、子供医療費助成施策の拡充につきましては、再三私どもは執行部に求めてまいりました。義務教育終了時、中学3年生まで実施する自治体がふえてきているという状況の中で、当町も先ほど申し上げましたようなこの地域の独自の状況の中で、その取り組みを早急に行うべきではないかという点であります。

2点目は、先に議決されました小川地区の統合保育園、ここに通園する幼児のために通園バスを運行すべきではないかという点であります。3保育園を廃止して、そしてここに統合

するということになれば、それ相応の状況に適した取り組みをすべきではないかという点で伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、各地域に廃校になった施設、また先ほどのこの小川地区の3保育園の廃止ということを見てみましても、これらの公共施設が遊休施設になってきているわけであります。過疎化している状況の中で、それらの施設を福祉施策にという点におきまして、その側面から充実させていく、活用させていくという点での考えを伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、地域農業振興策であります。

460ヘクタールもの耕作放棄地があることが公表されて、改めてこの農政のひどさというものが確認されたような状況であります。農産物の価格保証、農家の所得補償が充実されないう。40年にもわたり減反政策の強要、米づくりの1時間当たりの労働報酬が179円というような、こういう超低米価のもとにおきましては、食料自給率の向上をどんなに声高に叫んでもみましても全く夢物語になるのであります。農業の後継者が育つはずがありません。農産物の生産コストをカバーする価格保証制度と適切な所得補償制度がどうしても必要になってきていると思います。

そして、農業で生活できるなら担い手、また後継者というものは、そういうところからおのずと生まれてくるというふうに思うんです。現在の農政は重大な失政であり、農政は各分野で農業再生の取り組みをしなければならないと、このことと同時に、町独自の地域農業を振興させていくために取り組むことが今必要になってきているというふうに思います。そこで、次の4点について伺います。

先ほど示しました460ヘクタール、こういう報道、県内で遊休農地が一番多いとされている町であります。今後もこの町として荒廃農地が拡大しないために、どのような施策を行っていくのかという点であります。

2点目は、特産物育成に本腰を入れたものになっていないということを常々感じてきました。さらに、この荒廃農地のことを考えた場合に、特産物育成ということに力を入れるべきというふうに思います。この点での計画について伺います。

3点目は、中山間地域直接払いについてであります。

これまで、私は転作を行わない人にはこの直接払いをしないという点について、非常にこの区別、差別というものに批判をしまいましたが、水田転作を行わない農家には、こういうふうに支払わないことになってきたということは全く不当なことではないかという

ことであります。農地活用者には例外なく直接払いを適用すべきと考えますけれども、町の考えを伺っておきたいというふうに思います。

4点目は、地域農業の担い手及び農業後継者育成についてであります。

町は財政的な助成措置を考えるべきではないかという点であります。また、新規に農業に取り組む場合の優遇措置をとるべきではないかという点を伺っておきたいというふうに思います。

最後に、処分場問題、産業廃棄物の最終処分場問題についてでございます。

この産業廃棄物最終処分場問題というふうに私どもは言っておりますけれども、県としては、馬頭処分場と言っているわけですがけれども、町長はこの問題解決に政治生命をかけているというふうな、こういう言明をしておるところでありますけれども、しかし、これは県の事業であります。全くこれは立場をわきまえていないのではないかという、そういう言明ではないかというふうに私は思います。そうであるならば、町長の現在の立場を去って県知事の位置につくという、こういう準備をするべきではないかというふうにも私は思うんです。

私は、町長も、県も、不法投棄問題を利用して町長は町長のいすに固執し、県は処分場建設を図ろうとしているという、こういうこととしか思えません。そういうところで、次の3点について伺います。

さきの議会におきましても、私はこの第1点目に伺ったわけでありましてけれども、県の指導要綱におきましては、関係者からの、これは一般の民間業者が処分場建設ということの場合での指導要綱にあるわけですがけれども、県の指導要綱における関係者からの同意書取りつけについて、県は県の事業だから同意書を取りつけないというようなことは、これは言い分が全く成り立ちません。民間にはこういう指導要綱を示しておきながら、自分は同意書を取らないということは成り立たないというふうに私は思います。県も、町もこの点での明快な説明なしに今まで用地買収に入っています。きのうは60%の買収というようなことを町長は表明していましたがけれども、それは定かではありませんけれども、そういうことをとにかくやってきたわけです。このような不当なことは直ちに中止すべきと、私は、町長として、これは本来はそのことを提言していくべきではないかというふうに思っていますので、この点で第1点伺います。

2点目は、現状ではその60%という用地買収の比率から見ましても、全くこれは不可能だというふうに思うんです。そういう点から見ましても、即刻中止すべきことをこれは県費、すなわち税金、また町の職員も配置しているということから見てみましても、町費の無駄遣

い。こういうことから見ましても、私は県にそのことを提言すべきではないかということを知っておきたいというふうに思います。

3点目は、環境整備対策室を環境総合推進室と、こういうふうに変えました。しかし、これはなし崩し的に、これまでの町の誤った行動をあいまいにしていくということになっていくのではないかとこのように思います。環境総合推進室には、現在4人配置されている。環境整備対策室のときには3人と、こういう3人、4人のときもありましたけれども、こういう配置をされながら、どのような事務を分掌していくかというのは定かではありません。この点での説明をお聞きしたいというふうに思います。

第1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。

大森議員の質問の4項目めの産業廃棄物最終処分場問題について、（1）（2）について関連性がありますので、一括して答弁いたします。

町はこの問題について県に中止を提言するつもりはございません。引き続き、処分場建設に向け取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他については、担当課長から答弁させます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、私のほうからは、大きな第1点目の新型インフルエンザ対策について、そして大きな2点目の福祉施策の充実についてということでお答えを申し上げます。

まず、新型インフルエンザ対策に関するご質問ですが、この件に関しましては、さきの臨時議会、議会全員協議会において説明を申し上げたところですので、簡単にお答えさせていただきます。

新型インフルエンザの対応につきましては、感染症に分類されることから、基本的に国・県が責任を持って実施することになりますので、市町村の役割としては、住民への情報提供や相談窓口の設置、生活支援が主なものとなってまいります。

第1点目の質問の対策本部等の取り組み状況についてでございますが、当町におきまして

は、5月1日に那珂川町新型インフルエンザ対策本部を設置いたしまして、その後2回会議を開催し、対応、対策について検討を行っております。

また、住民への情報提供といたしまして、感染予防対策等を町ホームページ、チラシの配付、医療機関等へのポスター掲示などのほか、ケーブルテレビでも保健師による実演を交えた啓発活動などを実施しております。

次に、第2点目の相談窓口の設置の取り組みについての質問ですが、5月9日から馬頭健康管理センターに相談窓口を設置し、保健師が休日も交代で勤務し、町民の不安解消を図る体制をとっておりましたが、最近状況が落ち着いてまいりましたこと、現在まで1件の相談しかなかったこと、それから県での相談窓口があることから、今月からは休日対応は取りやめたところです。

次に、3点目のご質問の予算の使用用途についても、さきの臨時議会でもお答えしたとおりですが、感染世帯等への支援や消毒作業等を想定し、防護服等や消毒用衛生材料のほか、要援護者用の生活物資等となっております。

次に、第4点目の医療機関等との体制づくりのご質問ですが、これにつきましては、国・県が行うことになっており、町は協力をしていくというスタンスになります。

次に、5点目は、今後県内発生第3段階になった場合の対策のおくれがない体制はどのようになっているかというご質問ですが、行動計画とあわせて行動マニュアルも策定しておりますし、国・県の指示、要請に基づき迅速、柔軟な対応をしてみたいと思っております。

次に、大きな2つ目の福祉施策の充実についてということで、第1点目の子供医療費の件に関しましては、3月議会にも答弁いたしましたように、県の補助基準内での助成を基本に対応してみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、少子化対策といたしましては、さまざまな施策を実施しており、財政状況等も勘案しトータルに考えていくべきものと思っております。

次に、2点目の小川保育所に通園バスを運行すべきとの質問でございますけれども、現在町内の保育園では通園バスの運行は行っていない状況にあります。以前、馬頭地区では運行を行っていた保育園もありましたが、保護者の就労形態の違い、また早朝保育や延長保育の実施により、登校園の時間の違いなどから自家用車での送迎がふえ通園バスの運行ができなくなった経緯がございます。

さらに、よりよい保育を行う意味でも、登校園時の保護者と保育士とのコミュニケーションが重要であると考えておりますので、今後も保護者の送迎を基本にしてみたいと思

ます。

3点目の廃校になった施設の活用についてであります。福祉施設など福祉施策での活用について具体的な計画はありません。現在活用方法について調査、研究しているところでありますので、議員の皆様におかれましても、ご提案いただきたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 大森議員の大きな3点目の地域農業振興策についての1点目の那珂川町は県内で遊休農地が一番多いとされているが、今後、町は荒廃農地が拡大しないためにどのような施策を行おうとしているかの質問にお答えいたします。

現在、日本の食料自給率は40%を落ち込んでいる現状で、農地の利用は農産物の価格の低迷や農業者の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地など、いわゆる遊休農地が全国的に急増している状況になっております。町でも、耕作放棄地対策を重要課題ととらえ、国・県等の指導を受け農業関係機関と連携を図りながら、遊休農地の発生防止と農地の有効利用を促進し、少しでも解消ができるよう努めているところであります。

特に、当町におきましては、中山間地域で農地の利用率が低く、町東部地域を中心に畑326ヘクタール、水田136ヘクタールが遊休農地となっております。これらの耕作放棄地については、農地の有効利用を推進するための方策を検討し、試験的にヘヤリーベッチなどの菜種等の作付と補助事業で、農地の元気回復支援事業を実施し解消に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、振興策の2点目の質問にお答えをいたします。

特産物の育成は、農業振興のかぎを握る最も重要な施策の一つであります。町はこれまで生産農家、県関係機関、JAなど農業関係機関と連携を図りながら、特産物の発掘に畑ワサビ、那珂川町和牛などに取り組んできたところです。今後も引き続き、農産物における那珂川ブランドの調査、研究を推進してまいりたいと考えております。

また、現在、麦、大豆、飼料作物の栽培に適さない中山間地の湿田を圃場とするマコマタケの栽培を試験的に行っており、将来、町の特産物につながるか研究しているところでもあります。

続きまして、3点目の質問にお答えをいたします。

中山間直接支払交付金については、一団地の農地を共同活動により管理する農業者間の集落協定に対して交付されるものです。協定事項として、協定農地における米や麦など生産目

標を定める必要があります。この目標数量は米生産調整の目標数量と整合性を図ることとされており、このため生産調整や地域内調整に協力をいただけない農家については、交付金が交付されないことになっております。

続きまして、4点目の質問にお答えをいたします。

町の認定農業者が131名、集落営農集団が4集団になりましたが、認定農業者に対しましては、農地の利用集積はもちろんのこと、水田経営所得安定対策などの支援措置について、集中的かつ重点的に努め、関係機関の協力をいただきながら支援を行っています。

また、農業後継者の育成につきましては、南那須農業振興事務所、農業関係機関等の協力をいただきながら、町の担い手育成総合支援協議会と連携し、後継者に対し農業経営の指導、助言等を行っております。新規就農者につきましては、就農相談や経済的、技術的な新規就農支援策を積極的に活用し、また新規就農者に対する融資制度も設けられておりますので、あわせて活用し促進してまいりたいと考えております。

担い手、農業後継者育成、新規農業者への町単独での助成、優遇措置につきましては、近隣の状況等を調査し、財政状況を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 最後に、産業廃棄物最終処分場問題についての3番目についてお答えいたします。

環境総合推進室の主な取り組みとしては、ことしの3月に策定されました環境基本計画の実行に当たり、環境面から各施策を横断的に取り組み、環境のまちづくりを推進し、町の将来像を実現しようとするものであります。現在のところ、基本計画の周知やごみの分別など身近に取り組めること、バイオマス事業など中長期的展望に立って取り組むものと区別して仕事を進めておりますので、今後この基本計画についても、ご理解を願えればと考えております。

また、北沢地区の不法投棄物の適正処理及び県営最終処分場に関することについては、県への協力という立場で引き続き進めてまいります。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） インフルエンザ対策について伺います。

きょうの報道から、最新のニュースから見ましても、WHOの関係者からすると、世界的な大流行が今後予想できる、そういうニュースが流されております。

感染者が出た場合に、冷静な対応とともに、この発熱外来を実践するということが、そういうことになりますけれども、この点では当町ではどういうふうな周知徹底といたしますか、住民への有線テレビなどを活用した形でやる必要があるかというふうに思いますけれども、現状はどういうふうになっているのか伺います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、今のご質問の住民への周知徹底についてということでございますけれども、これに関しましても、5月2日現在で住民への周知、チラシを配布いたしております。

それから、先ほどご説明しましたように、そのほかケーブルテレビ等におきましても、保健師が出まして直接皆さんにお伝えするという形で、文字放送ではなくて、そういった形での周知徹底も図っているということでございます。

発熱外来に関しましては、そのほか医療機関の窓口、それからスーパーマーケットとかコンビニとか、そういった窓口にもぜひこうした、もしかして新型インフルエンザかなと思った場合には、発熱外来を受診してくださいとか、そちらにお電話してくださいというようなチラシを、ポスターを配布したりということをやっております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） まず、そういう最新の情報からしまして、非常に軽視することはできないということは確かだというふうに思います。

一方、余りにも過剰反応といたしますか、冷静な対応ができないということではまずいことにもなるわけですけれども、これから秋口に向けまして、さらに大流行になる、そういう県議会での答弁などを見ても、それへの対応というようなものも考えておかなければならないということにも見られますように、それぞれ新型インフルエンザ対策というのについては、重大なものとしてとらえていく必要があるかというふうに思いますので、その中で騒ぎ過ぎではないかというような、そういう感じを持っている、そういう発言もする、石原慎太郎氏の東京都知事なんかもそうなんですけれども、そのとらえ方が非常に違うのではないかと感じを持ちますので、こういう点ではどんな考えを持っているか伺っておきたい

というふうに思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 今、秋口に向けて第2波が来るというのは確かなようでございます。

たまたま今回の新型インフルエンザに関しましては、弱毒性であったということで、結果的には余り大騒ぎしなくてもいいんじゃないかというようなお考えの方も確かに今いらっしゃったと思いますけれども、当町といたしまして、海外発生期におきまして、どんなものかわかりませんので、最悪の事態を考えて対応していこうという、国もそうでしたけれども、当町におきまして、そのような方向で実際やってまいりました。

でも、国内発生が出た16日ですかね、その辺からはだんだんインフルエンザの中身もわかってきて、少し行動計画は鳥インフルエンザを想定してつくっておりましたので、それほどまでに強毒性ではないということなので、弱毒性ということがだんだんわかってきたので、それに合わせた対応をしていこうというのが国の方針になりました。そういう中で、当町におきまして、そのような柔軟な対応をとりましようということで実施してきたわけでございます。

その秋口に向けての対応ということも、今回が弱毒性であったからといって秋も同じようなことだとは言えないというふうに思っておりますので、国・県のご指導のもとに、町においても十分な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） おくれが来さないように対応できるような、そういう十分な心構えが必要というふうに思っています。

次に、福祉施策の点でありますけれども、先月県ではとちぎ未来開拓プログラム試案が出されましたけれども、栃木県財政の健全化に向けまして、これを公表しておりますけれども、その中で子供医療費助成の問題、補助金につきましては、所得制限の導入、そして入園児食事療養費助成の廃止を行った上で、小学校6年生まで拡大するというようなことが示されています。これでは、この事業というものは実質後退するんじゃないかというふうに思います。

このことを考えてみますと、この点でさきに述べました当町こそがこういう事業では先進地といいますか、過疎地域だからこそ、これから次代を担う子供たちの成長をはぐくんでいくという点でも、行政が側面から応援していくような形でせめて義務教育終了時までには助成

していくべきではないかというふうに思っています。

ここ3カ年の医療費平均というようなことをとってみまして、町として中学3年生まで助成の拡大を進めると、財政的にこの1年間の措置費としてはどのような額になるのか示していただきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 子供医療費は、現在小学校3年生までということで実施をしております、平成20年度の実績が2,260万円ということでございます。それをもとにいたしまして、小学校4年生から中学校3年生まで、これをふやすということになりますと大体予測では3,000万円程度になるかなというふうに試算をしているところです。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） この問題と申しますか、子供たちの健やかな成長を願うという立場から、那須町とかほかの県内の町におきまして、だんだん中学3年生まで医療費の助成措置というものを県の範囲を超えて、市町独自で助成措置を拡大しております。こういう点では、当町こそがそういうことでその県の基準内におさめるということではなくて、こういう過疎地域だからこそ、この点での取り組みというものを財政措置もよく研究をして、それを生み出すことを研究して、ほかの行政の無駄を省く中で、こういったときにこそ財政措置を組むべきだというふうに私は主張しておきたいというふうに思います。

次に、地域農業の問題でありますけれども、執行部におきましては、水田フル活用ということ存しているというふうに思いますけれども、42%、休耕地ですね、これは転作をするという形で実際に米づくりをしないという土地、休耕地に米粉や飼料用の米を作付をするという、この生産への支援という、この施策が打ち出されたというふうに思うんですけれども、当町におきましては、この実態はどういうことになっているかという点で伺っておきたいというふうに思います。

10アール当たり5万5,000円の助成費が出るということになっているわけですがけれども、どういうふうに当町はなっているのか伺っておきます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 国のほうの施策で打ち出した水田フル活用につきましては、先ほども言いましたけれども、国の農業基本計画の中で食料自給率が40%に落ち込んでいると、そういう中で基本計画の中で50%まで引き上げようということでフル活用が行われてお

ります。

その中で、町といたしましては、特に湿田などについては大豆、麦、そういった作物がつかれませんが、国のほうで今回上乘せをしております飼料用稲等の作付をするよう指導しているところでございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） ですから、その実態はどういうふうになっているかという点であります。

何もつくらないで空き地というか休耕地になっているということではなく、政府は本当にフル活用させると。当町では42%の転作地があるということで転作をしなければ、何もつくらない、大豆も麦もつくらないままになっているという、そういうところですね。そこに、飼料用の米、あるいは米粉用の稲作、作付するという点ですけれども、実態はどういうふうになっているかという点であります。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 実態につきましては、農協のほうと連携を図りながら、飼料用米の作付の拡大を推進しているところでありますが、実態的には、飼料用米と一般の米をつくる場合に、コンバインとかそういう機械も変えなければならない、あるいは乾燥用施設も変えなければならない。そういったことで、今そういった施設がまだ完全に整っていないというところもありまして、今後農協のほうと連携を図りながら、その辺のところを改善しながら進めていきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 不明瞭なんですけれども、今、立て札、転作の時期に検査をしていますけれども、立て札を立てても植えつけてあるんですね。それは同じコシヒカリだと、それでも済むのか、あるいは品種分けして、米粉用あるいは飼料用というふうにしていくのかということも含めまして、その実態が余りよく明瞭になっておりませんが、できるだけこの休耕地が本当に何もつくらないということがないように、コシヒカリでもいいと言うならそれで農家もつくりやすいわけですけれども、そういう点ではどういうふうに、品種分けとああいうようなのを含めまして、どういうふうな実態になっているか、再度伺います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 品種につきましては、飼料用米あるいは飼料用稲、それぞれ品種が違うものになっております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 行政の指導としても、本当にそのフル活用というように、助成をするためにも周知する必要があるというふうに思いますので、その点では実態をきちんととらえた上で、その町としての取り組みというものを、本当に農家のために10アール植えつければ5万5,000円が支給されるわけですから、ただの休耕地というふうにならないような、そういう助成をしていただきたいというふうに思います。

直接払いについてでございますけれども、非常に矛盾をしているんですね。田んぼをつくって減反をしない、きちんと管理をしているという人に交付金を支給しないで、減反をして米をつくらぬという人には交付金を支給すると、非常に矛盾しているようなことが現在の農政であります。

ですから、私は町としてはそういう点で2人で協定して2人で組んで、町と協定すれば、この点での取り組みは実行できるわけですから、実際に農家のためにお金が回るような、そういう指導をしていくべきではないかというふうに思います。

地域の景観を守っていくという点でも、この直接払いを町のイニシアチブをとって地域景観を守っていくという観点からも、その直接払いの改善策を求めたいと思いますけれども、この改善策はとれるのかどうか伺います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） この直接支払制度につきましては、一応国・県の方針といたしまして、転作もやりなさいよということになっておりますので、町といたしましては、その方針に従っていくしかないと思います。

ただ、那珂川町の東部地区みたいな中山間地域では湿田が多くて、先ほど言いましたように、麦とか大豆、あるいは飼料作物、そういったものの作付ができないような圃場があったり、あとは区画が不整形であったり、そういうことで平地と比較しまして、耕作条件が大変不利になっているということで、今後、中山間地域の生産調整については、緩和策をしていただけるような働きかけを県を通し国にしていきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） ぜひそういう緩和策、農業委員会等も率先してフル活用、あるいは直接払いの本当に景観を守るといふ、あるいは土地をしっかりと守っていくという観点からも交付金をしっかりとそういう方々にも支給できるような、そういう取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

処分場の問題でありますけれども、とちぎ未来開拓プログラム試案のこの中で、5の選択と集中による行政課題の的確な対応の中におきまして、集中改革試案中におきまして、引き続き実施する主な事業という、こういう中にこの処分場建設というものが入っておりませんというふうに私は思ったんです。概要版の中には入っていなかったんですね。この140億円という、それを超える事業ということですから、当然、県も財政再建のプログラムの中にはこの見直し策があって、住民が求めない処分場ということだから、こういう見直しの中でこの処分場はちょっとつukらないということになったのかなというふうなことを私は思ったわけでありまして、県の担当者に聞きましたら「そういうことでないの。違うところにきちんと載っていますよ」というようなことを言われまして、改めて、載っているところを県のインターネットのあれで引き出してみました。確かに載っていたんですね。私はがっかりしたわけですが、この引き続き取り組むということが明記されているということなんですけれども、しかし町は県の財政の健全化というところに向けましての取り組みということから、改めてこの点では町には説明があったのかどうかという点で伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） お答えします。

昨日の益子議員の質問でもご答弁したとおり、直接的に町のほうへのお話はございません。

ただ大森議員、継続というのを確認されました。あくまでも、公表としてホームページのほうに載っております。そちらのほうでも、私ども継続ということの判断をしておりますので、そういうことで直接的な文書とかでは受けておりません。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） その見直しのという点ですから、見直しして140億円の事業費の見直しということをするのかと思ったら、そういう点では実際には80万トンのごみを備中沢に持ってきて、その処理費用としてそこから得られる利益を回すから、この直接そういうこと

でペイをしていくという形でやっていくんだからというか、別枠でもって見えないところに載せていたというようなことなんでしょうと思うんですけども、この見直しの中で28項目めに、最終処分場の整備は県が果たすべき役割であるので現行どおり継続すると。あるいは、この特別会計貸付金として不法投棄の処理の問題で、当該不法投棄の撤去は最終処分場の整備と一体のものであるということから現行どおり継続していくんだというようなことでもって、見直しという言葉どおりにはなっていないで、そのまま継続ということになっているわけです。全くこれは住民の立場から決して容認できるものではないわけですね。私どもは、最初からその処分場問題については、入り口、すなわち住民投票して処分場の問題については是非と問うこともしないということから始めまして、あるいは環境アセスメントや、あるいは住民との合意の問題、関係者からの合意書の取りつけの問題とか、そういうのを全然やっていないわけですね。やっぱりそういうことからいたしまして、もっとも不当なことであるということ批判してまいりました。

現時点におきましても、本当に今60%の契約をしているのか、買収しているのかというのも私もわかりませんが、町長の答弁ではそういうことを聞いた上での話ですけども、それにしても、これでは処分場というものは全然できるわけがないんですね。処分場はできません。できないことは確かですよ、このままでは。再三、私もこれまで言いましたけれども、反対派の共同所有地、あるいは施設に入っていく進入路の関係での地権者のこれは同意がないし買収もできない。あるいは、備中沢のこの水利権者の同意も得られていない。排水路布設もこれもできない。さまざまな観点から見ましても、処分場はできないんです。今のままではできないんです。ですから、町長は政治生命をかけると言いますならば、もう既に政治生命は絶たれているということなんですね。こういうふうだというふうに私は思います。

そこで、さまざまな問題がありますけれども、この議会ですから、次の点で伺います。

県から示された、こういう冊子が出されておりますけれども、こういう中にもいろいろな問題がありますけれども、この中で1点受け入れ廃棄物ということで簡単にこういう産業廃棄物、管理型廃棄物が示されておりますけれども、これは産業廃棄物というのは非常に厄介なものなんですね。実際に19項目にわたる廃棄物、本当に埋めるのかどうかなんです。その中の特定有害産業廃棄物も含めて処分するのかどうかという点で伺います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） お答えします。

管理型最終処分場については、受け入れる廃棄物の品目が決められております。先ほど言われている有害物質については、大森議員、どのようなものを言われているかちょっとわからないんですが、例えば、原子力関係のものとか、

〔「そうじゃない、そんなこと言ってんじゃない」と言う人あり〕

環境総合推進室長（星 康美君） そのあくまでも廃棄物処理法の基準内に書かれているものを管理型処分場に受け入れをするということでございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） 担当だから、すべてその1から10までわかるというふうには私も思いませんけれども、しかし、県に協力をする形で町が率先してやってきたわけでしょう。そういう点では、責任を持って町長も政治生命をかけるというようなことを言うわけですから、住民に責任を持ってこの問題に対処しなければならないわけです。18項目の産業廃棄物があると。それを処分する産業廃棄物があるわけですよ。特定産業廃棄物になる。それまでも含めて埋めるのか、また一般廃棄物も埋めるということを言明しています。そうすると、ありとあらゆるものを備中沢に持ってくる、80万トンですよ。とてもじゃないけれども、容認できるわけがないじゃないですか。ここに示されているような、この燃え殻から、ばいじんとか汚泥とか、鉍滓等とか、このくらいのことだったらまだですよ。ところが、ありとあらゆるものですよ、これは。燃え殻、今から始まってずっとって18項目、それを今度処分したやつをまた処分するということをするわけですよ。廃油とか廃酸とか廃アルカリ等感染性産業廃棄物、廃PCB汚染物、廃石器綿等、有害産業廃棄物等、特定有害産業廃棄物、こういうものが含まれるんですよ、その有害産業廃棄物の中にですね。ありとあらゆるものを持ってくるわけです。加えて、一般廃棄物も埋めるといっている。何でもかんでも、何でもかんでも持ってくるという80万トンという、こういう量を持ってくるわけです。こんなこと容認できるわけじゃないですよ。これに町長は政治生命かけるんですか。町長、どうですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 当然、この処理場に廃棄する前に、いわゆる中間処理場で処理されたものが投棄されるということですから、今、議員指摘のように、何から何までというような、そういうふうなことではございませんので、あくまでも中間処理場で処理をされて、それで安全なものだけを投棄するということですし、80万というふうな話もありましたが、80万はいわゆる覆土を含めての量は80万ということですので、その辺は処分するそのものが80

万ということではなくて、覆土を含めて80万であると、こういうふうには私は理解をしておりますので、決して80万全部が廃棄物であると、こういうふうなことではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 時間を超えておりますので、大森富夫君の質問が終わります。

17番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

桑原勇一君

議長（小川洋一君） 13番、桑原勇一君の質問を許可いたします。

桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） 通告に基づきまして、3項目について簡潔に質問をいたしますので、明快な答弁を求めます。

国の追加経済緊急対策について。

政府与党が打ち出した新経済対策の財源で歳出規模が13.9兆円と、補正予算としては過去最大となった2009年度補正予算が成立をいたしました。これで、省エネ、エコ家電、エコカー、太陽光発電のエコ3本柱が普及し、また女性特有のがん検診、子宮頸がん等の検診の無料クーポン券配布など景気対策が補正予算に盛り込まれております。

地域活性化臨時交付金1兆円、都道府県に約4,000億円、市町村に6,000億円、県内30市町88億7,000万円が配付されております。新聞報道によりますと、新潟県佐渡市では交付金の活用でカーフェリーの乗用車運搬を一定期間引き下げ、住民から大変高い評価を得られて

いるということがあります。交付金を基金と合わせて有効に活用すべきではないでしょうか。

5月5日付下野新聞に地球温暖化、少子高齢化対策など幅広い事業に使うことができる臨時交付金の概要が発表され、本町には3億2,000万円が交付されると聞いております。町民の関心も非常に高いと思うが、具体策の検討はどのように進んでいるのかお伺いをいたします。

また、那珂川町限定の商品券を全世帯に配布し地域の活性化を図ってはどうか、お伺いをいたします。約1億円程度。

人と自然が共生する安全・安心なまちづくりについて。

清流と水、里山、人と自然が共生する安全・安心なまちづくり、豊かな自然環境とともに歩むを目指す町、環境基本計画ができ、あとは実行あるのみだと思います。那珂川町環境基本計画について具体的にお伺いをいたします。

里山の整備について。

森林ボランティア育成と活動支援、また自然ふれあい活動指導員、森林インストラクターの育成支援とありますが、具体的にはどのような支援をするのかお伺いをいたします。

農地活用について。

県がまとめた実態調査では、那珂川町では耕作放棄地が460ヘクタール、草刈り整備などで利用可能な農地が145ヘクタール、基盤整備等で活用が214ヘクタール、復元困難な農地が95ヘクタールとありますが、大変大きな問題ではありますが、岩村議員、大森議員が質問をいたしましたので、これについては次に移ります。

遊休農地発生防止・解消のために、菜種、ヘアリーベッチの種を配布して、その配布について、その内容と申し込みの状況についてお伺いをいたします。

次に、遊休農地等を貸し農園や農地のオーナー制度に利活用して、都市住民との交流を図るとあるが、具体的な話し合いは進んでいるのかお伺いをいたします。

次に、道路整備について。

町道松ヶ丘線を整備する計画があるか。道路幅が狭く、生徒の登下校、自転車通学、通勤者も多く、安全確保の視点から早急な整備が必要と思うがいかが。

次に、認定外道路の整備について、町はどのような検討をしているのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 桑原議員の質問にお答えいたします。

1番の国の追加経済緊急対策についてお答えいたします。

国の追加経済緊急対策の質問であります。今回の地域活性化経済危機対策臨時交付金3億2,000万円が那珂川町に交付されることになっております。

現在、予算関連法案について国会で審議中ですが、交付対象事業等の具体的内容が示されておきませんが、基本的には那珂川町総合振興計画の前倒しを念頭に、庁内において検討しております。緊急性や必要性などを十分に配慮し、きめ細かな事業を実施していきたいと考えております。

なお、商品券の全世帯配布の質問ですが、地域活性化や経済危機対策の趣旨を踏まえ、幅広く、これにつきましても、検討していきたいと考えております。

今後、緊急の経済対策であることから早期に予算化できるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

その他につきましては、各担当課長から答弁させます。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 桑原議員の那珂川町環境基本計画の里山整備についての森林ボランティアを育成し、活動を支援し、また自然ふれあい活動指導員、森林インストラクターの支援について具体的にどう支援するのかの質問にお答えをいたします。

森林ボランティアは、森林を守り育てていくために自主的に手入れ作業をする人たちです。育成支援については、すくすくの森等を活用し、本年度より那珂川町の里山をフィールドとして研究している宇都宮大学等と交流し、里山と森林についての研究会、各種森づくり体験、イベント等を開催し、仲間とともに活動し、森林ボランティア団体が発足するような取り組みをしていきたいと考えております。

また、自然ふれあい活動員、森林インストラクターについては、県で毎年開催している指導者養成講座等を積極的に受講するよう促進し、指導者を増員し支援していきたいと考えております。

具体的な支援策については、平成20年度から町が実施している元気な森づくり市町村交付金事業の中で、森をはぐくむ人づくり事業等を取り入れ、ボランティア活動や活動支援等の育成、支援を行ってまいりたいと考えております。

有効活用についての1点目の質問につきましては、岩村議員、大森議員の質問で答弁したとおりでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、農地の有効活用についての2点目の質問にお答えします。

町では、平成20年度から遊休農地解消の取り組みとして、試験的に町内の自作地に作付し、適切に管理ができる方に菜種、ヘアリーベッチ等の種子を無料配布しております。菜種は栽培加工が容易で景観形成にもなります。また、ヘアリーベッチは雑草の抑制力が強く、緑肥作物として地力維持効果があるとされております。

平成20年度は20名に4.3ヘクタール分の種子を配布し、本年度も引き続き実施し、遊休農地対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地有効活用についての3点目の質問にお答えします。

遊休農地の発生原因には、高齢化による労働力不足、土地条件が悪く生産性が低いなどが考えられます。このことを踏まえ、平成19年度から農地のオーナー制度により都市住民との交流による労働力不足の解消、会費の収入による一定の収入を得ることができるなど、農地の有効活用に結びつけているところでございます。

現在、ソバ、サツマイモ、大豆、稲作による各オーナー制度による約70件の契約を結んでいるところです。

今後も、遊休農地を有効活用し全町挙げての取り組みにより、都市住民との交流につながるよう推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） では、3項目めの道路整備について（1）の町道松ヶ丘線の整備についてお答えいたします。

この路線は、町営松ヶ丘住宅、松ヶ丘分譲地の建設にあわせ整備したもので、既に30年以上経過しています。このため、老朽化に起因した舗装の破損は部分的に生じておりますが、随時舗装、補修を行いながら適正な道路管理に努めているところです。

しかしながら、この路線の南側には馬頭小学校、馬頭中学校の通学路になっている町道都新道線があります。以前から傾斜した見通しの悪い危険箇所を早期に解消するよう、そういう要望があり、また県の安全・安心な道づくり基本方針に学校周辺1キロメートル以内の歩道整備が盛り込まれているため、優先的に整備する必要があり、平成18年度から測量調査に着手し早期整備を図っているところであります。

続きまして、(2)認定外道路の整備についてお答えいたします。

地方分権一括法の施行に伴い、国有財産特別措置法が改正され、今までは国有財産であった里道や赤道と呼ばれる認定外道路が町に譲与されました。これにより所有権や境界の確認等の財産管理を町が行うことになりましたが、通行に支障を来さないような維持管理については、従来どおり地元の関係者の方をお願いしております。

一方、道路法で管理を義務づけられている町道は404路線あります。町民の皆様からの補修や改善要望が年間100件を超え、対応できるのは6割程度で満足に皆様の要望にこたえられないのが実態であります。

こうした状況から限られた予算内で、町民の皆様理解を得られる方法は、生活道路として利用される町道の補修を優先的に行うことであると考えております。

認定外道路の整備については、町民との協働による道普請制度の創設に取り組んでいる自治体もありますので、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(小川洋一君) 桑原勇一君。

[13番 桑原勇一君登壇]

13番(桑原勇一君) それでは、国の臨時交付金についてお伺いをいたします。

まず、3億2,000万円の交付金の道筋については、今検討しているというような町長の答弁があったと思います。

これはやはり緊急性があるものですから、これは政府では4月末に恐らく行政のほうにも交付金のことについては、恐らく説明というか、そういう流れがきているのではないかと、こう思うんです。5月になって下野新聞にということで、もう既に1カ月がたっているというようなことだと思います。県は、この6月の議会に交付金のことをするというような新聞に出ておりました。ほかの市町村は検討中というようなことなんですけれども、これはいつまで検討して決めていくのかというのが、1つの緊急性の問題だと思うんです。9月の臨時議会までにこの内容を決めてするのか、それとも、その前に臨時議会、または全員協議会等を開いて、その内容を町民等に説明をするのか、その時期をいつごろまでに考えているのかお伺いいたします。

議長(小川洋一君) 町長。

町長(川崎和郎君) 3億2,000万というような大きな金額でありますので、執行部内部だけの検討はなかなか難しい点もございます。当然、今、議員指摘のように、9月の定例会

以前に早い機会に全員協議会等を開催いたしまして、議会のほうからも十分なこれに対する意見を出していただければと、そういうふうに今考えております。

とりあえず、この計画につきましては、年度内に遅くても計画を立てなくてはならないと、こういうことですので、額が額ですので十分議会のほうからもいろいろ意見をちょうだいしたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 今の町長の答弁の中に、議会側からも要望を出してほしいというような意見がありました。また、先ほど商品券のことを言いましたけれども、これは町民の方からの要望なんですね。これは全員の町民ではありませんけれども、私がある程度聞いた、この下野新聞に3億2,000万の使い道はどうするんだというような、非常に町民の方はいろいろな意見を持っております。その中の意見の一つが、やはり商品券で町の活性化をということを言っておりました。これは当然那珂川町限定のどこの商店街でも使えるのを、やはり金額はさっき1億円と言いましたけれども、これは町民の方はそのぐらいどうなのかなというような意見がありましたので、その辺についてもぜひ検討の中に盛り込んでいただきたいと、このように思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、移ります。

里山の整備についてなんですけれども、まず現在この森林ボランティアは、この先ほど自主的に山を守っていくというような方をボランティアとして育成をしていくというようなことだったんですけれども、なかなか自主的に山を今現在守って云々していくというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですけれども、今後、育成についてボランティアということなので、現在そういうボランティアとして、もし那珂川町でやっている人がいれば何名ぐらいそういうやっている方がいるか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 森林のボランティアの活動については、今のところ町のほうでは活動しているのはございません。あと森林インストラクターにつきましては1名、それと自然ふれあい活動指導員については3名おります。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 今の全部で4名の方がいるというような課長の答弁でありましたけ

れども、やはりこれからは後継者を育てていかななくてはならないのではないかと思いますね。ボランティアばかり待っていたのではやはりなかなか厳しいのではないかと思いますけれども、この後継者問題について、町で何か考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 後継者といいますが、先ほどの答弁の中でもお話しいたしましたけれども、こういった森林インストラクターとか、自然ふれあい活動指導員につきましては、栃木県の環境森林部の自然環境課が窓口になっておりまして、そちらのほうで指導者養成講座等を毎年開講しております。先ほども言いましたけれども、積極的にそういった講習会等に参加を促進しまして後継者を育成してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 環境基本計画の中に、住民と事業所、また行政が一体になってということが出ていると思うんです。その中の事業者のこのアンケートの中に、こういうボランティア、またそういう活動をしていくのは資金不足、また人材不足というのが出ていたんですね。企業でそういう協力をしたいと思っても人材不足だと、また資金が不足でできないというようなアンケートが出ていたんですけれども、こういった、もし企業でこれからそういう活動云々するについて、何か町としてもこういうそれについての助成、そういったものは考えていくのか、もしあればお聞かせ願います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今のそういった森林ボランティア等について、今地球規模でCO₂の削減ということで、企業が積極的にそういった森林に植栽したり、そういった取り組みを企業がしているところであります。

そういう中で、今のところ町のほうには企業からの特別なそういった要望は来ておりませんが、今後そういった企業のほうからの要望、今問題になっている間伐材の問題とか、そういったいろいろな問題がありますから、そういった問題について、企業のほうからもそういったお手伝いをしたいとか一緒にやっていきたいとか、そういう話があれば、今後支援について検討して進めていきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に、農地の有効活用について、ヘアリーベッチと菜種なんですけ

れども、このヘアリーベッチはまいた後の活用方法というのは何か、これをまいて農家でこれの活用方法は何かあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ヘアリーベッチにつきましては、先ほどもお話ししましたように、雑草を抑制する働きがあります。それで、夏の暑いときになりますと全部それが枯れてしまいます。そういったことで、枯れたところに、例えばカボチャとかスイカとかそういった野菜をつくる場合に敷きわらをするんですけれども、ヘアリーベッチを作付しておけば、その敷きわらをする必要なく、敷きわらのかわりになるというような効果もございます。

また、先ほど言いましたように、枯れた時点で一緒に耕すことによって肥料にもなるというようなことでございます。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に、菜種なんですけれども、この活用方法、これ刈り取り、また収穫、そして販売、あると思うんですけれども、その辺は行政としてどの辺まで、その菜種をまいた後のことについて、油にするまでの製品になるまで、これは農家個人がやるのか、その辺の行政としての指導云々があってできるのか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 去年も菜種配布したんですが、去年配布した菜種については、油を絞る菜種じゃなくて、菜花ということで菜の花自体を食べるといような品種のものを配布したんですね。そういうことで、余り去年は評判がよくなかったのも、ことしは油の絞れる品種の菜種を配布することで、今注文をとっているところでございます。

これにつきましては、なかなか個人で収穫するといっても収穫機械がないと難しい点もありますので、そういった収穫については、認定農業者とかそういう方で菜種用の収穫用のコンバインを持っている方にでも収穫してもらおうような方法で進めていきたいということ考えております。

その収穫した菜種については、今のところ試験的にやっているものですから、量的にそんなにまとまった量にならないということで、宇都宮のほうのその菜種を絞って油にする会社のほうに持って行ってもらってやってもらっているというのが現況でございます。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） ぜひその油を絞ったものを地元で販売できるようなことになればいいんじゃないかと、このように思いますので、その辺も検討してもらいたいと思います。

次に、遊休農地の貸し農園なんですけれども、この貸し農園については、小川地区、馬頭地区にあると思うんですけれども、これは今何名ぐらいの方が利用しているのか。そして、その利用している人が町内なのか、町外なのか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 貸し農園につきましては、現在那珂川町で実施しているのは、小川のまほろば農園、それと和見の交流農園がございます。

まほろば農園につきましては、30区画ございまして、1区画5,000円で貸しております。今借りている人が13名になっております。そのうち町外の方は2名ということです。それと、和見の交流農園についても、やはり30区画ございますけれども、現在22人の方が借りております。これにつきましては、全員が町内の方だと思います。ちょっと詳しいところ、きょう資料を持ってきていないので、そこのところはわからないんですけれども。あと和見の交流農園につきましては、1区画当たり年間1,500円で貸しております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） 農地のオーナー制なんですけれども、都市との交流でやっているというようなことで、先ほど約70件であるというふうなことですけれども、今後この都市との交流というのは、この地域においても大きな問題ではないかと思うんですけれども、実際にこの70件のオーナーの方は、これもやはり県外から来ているのか、それとも町内なのか、その辺もしわかればお聞きしたいんですけれども。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） まず、大豆のほうのオーナー制でございますけれども、大豆につきましては、種まきから収穫、そしてみそづくりということで取り組んでおります。現在、大豆のほうに参加している方は6名となっております。

また、田んぼのオーナー制度につきましては、5月に田植えの体験をしたり、あるいは7月には夏の野菜の収穫を体験したり、9月には稲刈り、そして11月には収穫祭というような取り組みをしておりますが、田んぼのオーナーにつきましては、現在41名の参加になっております。

また、サツマイモの関係なんですけれども、サツマイモにつきましては、6月にサツマイモの苗植えをしまして、10月にイモ掘りということで、会員になった人については、サツマイモとあとサツマイモでつくった芋しょうちゅう、そういったのも1人当たり3本ずつ配布するというような取り組みになっておりますが、サツマイモにつきましては、現在参加している方が6名となっております。

それと、ソバのオーナー制でございますけれども、ソバのオーナー制につきましては、17名の参加になっております。

それぞれの参加者につきましては、ほとんどが町外の方となっております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔13番 桑原勇一君登壇〕

13番（桑原勇一君） 今のオーナー制のことを聞いたんですけれども、ほとんどが町外の方というようなことなんですけれども、やはり都市との交流という大きなことを言っているわけですから、都市との交流を今後を進めていく上において、体験農業といいますかね、やはりそういうものを進めていかないと、この今やっていることも非常にいいと思うんですけれども、もう一つ、町外から来ていただくというのには、やはり体験農業かなと種まきをして、あとは収穫に来るといようなことがほかの地域でもかなり好評を博しているといようなことが載っておりました。

また、那須烏山市でもことしからそういう営農集団といいますかね、そういうので都市との交流をさらに深めているといようなことがありますので、この那珂川町においても、ぜひひとつ一歩踏み出して県外からも協力を得ながら、やはりそういう魅力ある農業体験ができるような組織をつくっていかなくてはならないのではないかと、こういうふう思うんですけれども、その辺の今後、町外の都市との交流人口をどのように進めていくかも、そういう考えがあるか、また計画等があればお伺いしたいと思うんです。

議長（小川洋一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今後の都市との交流事業につきましては、平成20年度に那珂川町里山学校協議会という協議会で各農業団体とか商工会とか、町も入りますけれども。

そういった農業関係者の方で里山学校協議会というのを設立して、今後都市との交流とか農業体験とか、そういった事業に取り組んでいくことで今いろいろ検討しているところでありまして、そんな中でそういった都市との交流も進めていきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に、道路整備についてですけれども、松ヶ丘線の道路整備なんですけれども、先ほど課長が答弁しましたけれども、やはりあそこは道路の幅が狭い。それで、あそこは制限速度が30キロなんです。町道で30キロ、安全でいいのかもしれませんが、やはり道路が狭いんじゃないかと思imasるので、これは前にも一般質問をしたんですけれども、そのときの答弁も都新道線とちょうどぶつかるところでありますので、そちらを優先というか、それと一緒に整備をしていくというような答弁があったと思います。

確かに、道路も傷んでおります。舗装もポイント的に直してはおりますけれども、それだけでは当然もう対応ができないというようなことがありますので、道路の全面的な幅を広げるんじゃないかと、やはり舗装ぐらいはきちんとできないのかどうか。それによって、町民の方の自転車通学、また学生の通学にも安心・安全ではないかと思imasるので、この辺の道路整備について、もう一度お伺いしたい。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 松ヶ丘線につきましては、馬頭小学校、馬頭中学校、約50名程度が通学路として使っているということで、また幅員も4メートル50前後、またアスファルトコンクリートにつきましては、耐用年数が10年程度ということで、もう既に30年以上経過してかなりクラックが入っているわけなんです。ほかの道路と比べますと交通量も少ないし、また現時点では舗装、補修で耐える、そういう状況なものですから、一応当面舗装、修繕で対応させていただいて、公園墓地側、あそこら辺の傾斜地で舗装がさらにひどくなるような状況になった場合に、舗装打ちかえとかそこら辺で検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） 次に、認定外道路なんですけれども、これも何回も質問等をしております。答弁は町道の整備が優先であるというようなことが、いつもの答弁に出てきております。やはり当然、町道が優先だと思うんですけれども、生活道路としてそこを通らないと生活ができないという町民の方もかなりいるわけなんです。やはりその辺は全部を直せとは言いませんけれども、認定外道路についても、町民が毎日何十名も車でそこを通らないと生活ができないというようなことについては、最低でも砂利ぐらいは敷いて快適にそこを通れると

というような配慮は必要ではないかと思うんですけども、その辺の整備についてお伺いします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 法定外道路については、いろいろ要望をいただいてなかなか対応できないというのが実態でございます。法的な解釈を申し上げれば、町道については義務的な管理がうたわれております。ところが、法定外道路については、国有財産法に基づきまして、適正な管理なり処分しろという、そういうことになっております。処分ということは用途廃止とか、あるいは機能廃止として払い下げ等もうたってあるわけなんですよ。そうしますと、やはり個人的な使用というのがうたってある関係でなかなか町でも手をつけられないというのが実態なんです。今回、町に管理等を移行されましたが、町としても、緊急自動車が入れないような、独居老人あるいは障害者等、そういった方々が使う道路については砂利敷き等、そこら辺も考えておりますので、そこら辺でご理解いただきたいんですが。

以上です。

議長（小川洋一君） 桑原勇一君。

〔 13番 桑原勇一君登壇 〕

13番（桑原勇一君） ぜひ認定外道路についても、ほかの市町村のことを聞いてみると、大田原、また那須塩原市あたりは、ちゃんと要綱をつくってやっている、整備をしているというのがあります。前回もそういうことを質問したんですけども、その資料等をとりまして、十分その検討をするというような答弁だったんですけども、やはりその辺はぜひほかの市町村のそういう例を聞いて、ぜひ参考にして少しでも町民の方に快適に生活ができる。また、交通ができるというようなことはやはり必要ではないかと思っておりますので、ぜひほかの市町村のそういったものを、条件を参考にしてぜひやっていただきたいと、このように思いますので、ぜひその辺はきちんとやっていただきたいなと、こんなふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（小川洋一君） 13番、桑原勇一君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

報告第1号の報告

議長（小川洋一君） 日程第2、報告第1号 平成20年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました報告第1号 平成20年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

平成20年度の繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決をいただいたものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

定額給付金給付事業を初め6事業について繰り越しがなされ、これらの合計は8億2,254万6,000円となりました。

以上、繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

議長（小川洋一君） 以上で、報告第1号の報告は終わります。

報告第2号の報告

議長（小川洋一君） 日程第3、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告いたします。

株式会社まほろばおがわは、平成13年に設立され、翌年4月にまほろばの湯湯親館がオープンして以来、今年で第8期の決算を迎えることになりました。

経営状況の概要を申し上げますと、第8期は入館者14万1,935人で売上高1億1,615万5,028円、営業純損失は468万9,100円となりました。

町といたしましても、今後とも株式会社まほろばおがわと協力の上、町民の健康づくり、福祉の向上に努力をしてまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（小川洋一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 補足説明いたします。

第8期決算報告並びに第9期事業計画の2ページをごらんください。

第8期株式会社まほろばおがわの営業概況を申し上げますと、主要な事業内容は、温泉施設及び宿泊施設の経営、飲食店の経営、食料品店、物産品店などの経営、不動産の管理業務、前項に附帯する一切の業務を行っているものであります。

次に、株式会社まほろばおがわの経営状況について、5ページの貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、合計額は1億157万1,484円です。負債の部、合計額709万8,830円、純資産の部、合計額9,447万2,654円で、負債、純資産の部、合計額は1億157万1,484円となります。

次に、6ページの損益計算書について申し上げますと、売上高は1億1,610万5,028円で、うち入場料は5,218万2,250円で、これから売上原価2,496万4,498円、販売費及び一般管理費9,713万7,894円を差し引いた営業損失は599万7,360円となりました。

営業外収益の194万8,064円を加え、経常損失404万9,300円となり、法人税、住民税及び事業税63万9,800円を加えて468万9,100円の当期損失となりました。

原油高騰による余暇意識の後退及び新那珂橋の1年間の通行どめにより、前年に対して入館者が9,123人の減になり当期損失となりました。

7ページは、販売費及び一般管理費の内訳であります。人件費4,423万2,436円、経費5,290万5,458円の合計9,713万7,894円です。

8ページは、株主資本等変動計算書の内訳でありますのでごらんください。

次に、12ページは第9期株式会社まほろばおがわの事業計画書のとおりであります。

2の事業計画で、(1)年間入場目標は15万人です。

14ページからの収支計画については、総売上高1億2,502万円を見込んでおります。

15ページは、仕入高販売費及び一般管理費に要する費用になります。また、右欄、最後の項になりますが、134万2,000円の当期利益を見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。

議長(小川洋一君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番(大森富夫君) 第3セクターということで、町の出資金が出されておりますけれども、報告もそういったことでも義務的な報告ということでもありますけれども、淡々とした赤字の報告が説明されましたけれども、その理由として、入館者減とその主なものとしては、新那珂橋の通行どめというなのが要因として上げられて説明されたわけですがけれども、しかし、それではこの経常利益404万9,000円と、当期の利益468万円それぞれが減額と。赤字を示しているということについて、どういうこの反省があって、私の計算では、今年度では159万円、160万円くらいの黒字に転化するようなことに計画されているようなわけですがけれども、これ教訓としてはどういうふうなことをもって黒字に転化していくことが可能になるのかということが一切説明されておりませんので、どういう取り組みをして黒字に転化していくのか。周辺に温泉が乱立している状況の中で容易に黒字にしていくというのはできるものじゃないとは思いますがけれども、どういう検討をされたのか伺っておきたいというふうに思います。

議長(小川洋一君) 商工観光課長。

商工観光課長(高野麻男君) 今、大森議員からご質問ありました単年度につきましては、確かに468万9,000円の赤字であります。先ほど申し上げましたとおり、昨年度は新那珂橋の通行どめと、あと燃料高、灯油などは当初32円で契約していたのが最終的に132円ということになって、かなり原油高がもろにかぶったという状態です。それについて、入場者が少なかったということが一番の要因であります。

21年度の事業計画書の12ページのところに、営業体制の強化ということで、ことしは温泉の施設のPRということで、今月の一応26日にやすらぎの栃木路に茨城キャンペーンとい

うことで実施する予定をしております。それと、やすらぎの栃木路のキャンペーンの中で、現在、茨城交通のところにはバス広告をまほろばの湯の広告を掲げております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） そういう説明では、例年と余り変わらないんですね。特別、先ほど言ったような状況からしますと、黒字にもっていくということは並大抵なことではないと思うんです。

それで、特別な出資をしているということから見ましても、どうしても黒字にしていくということを考えて、町に最大限の寄与する状況をつくっていく必要があるかというふうに思うんです。この点で、再度、那珂橋の通行が可能になったという、もとに戻ったということで、特別それが有利になったということではないんですね。もとに戻ったというだけの話であって、それはそういうふうな状況からそういうことになったということであって、それ以上のことはないので、これまでの取り組み以上のことをしなければ、状況を好転させることにならないというふうに思うんです。

そういうことで見ますと、もっと深める必要があるんじゃないかと思えますけれども、この点で再度一通りの答弁では済むようなものじゃないと思えますので、突っ込んだ論議、討議などがされているならば、その内容を伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君に申し上げます。

今回の報告は、赤字とか黒字とかというわけじゃなくて、この報告、経営状況についての報告ですので、それについての質疑をお願いしたいと思います。

町長。

町長（川崎和郎君） 私のほうからお答えいたします。

大森議員指摘のように、このまほろばおがわが今年度初めて赤字を計上するような結果になりました。原因については、今、課長のほうから説明がありましたように、諸般の事情もあることも事実であります。1つには、入場者を見ましても、オープン当初、数年間は約18万ぐらいの入場者があったものが、現在14万台までに減少したと、こういうふうなことがまずもって大きな原因かと思えますし、これについては、同じ町営温泉であります、ゆりがねの湯につきましても、同じような減少率でございます。職員自体はみんな真剣に取り組んでおるところであります。いろいろどういう効果があるかわかりませんが、例えば小川地区には語りべ等のボランティア等がありますが、そういうボランティアの皆さんにこれか

ら土曜、日曜等の許す範囲内で、時間のある範囲内で、そういうふうな語りべのサービスを実施するとか、それからもっともっと真剣に考えなければならないのには、近く大桶に新しく烏山城の共同浴場がオープンするというふうなこともございますので、現在よりもまたそういう競合が出てくるというようなことは、それだけ経営そのものが厳しくなってくると、このように認識をしております、それらをいかにしてカバーをしていくかというようなことで、もし議会の中で、大森議員さんのほうからも、こうあったらいいのではないかというような、そういう提案でもあったらば、ぜひ提案をいただければ、これからの運営の中で反映をしていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、18万が14万まで減少したと、こういうふうな事実は社会情勢が経済不況というふうなことで減少、その不況も大きく影響をしてきていると、こういうふうな認識をしておりますが、いろいろご提案があれば提案をいただいて、そしてこのまほろばおがわの健全な運営に当たっていききたいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第4、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員として、ご活躍をいただいております高田 敬氏は、平成21年9月30日任期満了となります。引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいと存じます。

高田 敬氏につきましては、人権擁護委員として平成12年9月から3期9年間、大変熱心にその任務を果たしてこられました。また、地域におかれましても、人望も厚く人格、識見ともに申し分のない方でございます。今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、岡豊子氏、高林和男氏、長谷川久夫氏、薄井忠恵氏、岸 礼美氏、今回お願いいたします高田敬氏の7名でございます。

ご賛同いただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第5、議案第2号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

ケーブルテレビ高度化事業につきましては、平成18年度から3カ年継続事業として実施し、4月25日に竣工式を行えたことは、国・県及び町議会の皆様方の格別なご理解と多大なご協力をいただいたことによるものと改めて感謝を申し上げます。

ケーブルテレビ高度化事業の完成によりまして、地上デジタル放送への対応、町内の難所地域の解消、音声告知放送の充実及び加入者間の域内無料電話サービスとインターネット接続サービスやCS有料放送サービスなどのオプションサービスをあわせて提供することにより、地域情報通信基盤を構築し、那珂川町民が豊かで安全で安心な暮らしができるものと考えております。

現在、ケーブルテレビ施設の加入件数は、平成21年6月1日現在4,695件であり、加入率は77.5%であります。しかしながら、約1,365世帯が未加入の状況にあり、さらなる加入促進を図らなければならないと考えております。

また、現在の厳しい経済状況のもと、地域活性化経済危機対策が求められている折から、加入者等に対し施設の基本利用料を3カ月間無料とする特例措置を講じ、より多くの方々に加入していただきたいと考えております。この基本利用料の特例を設けることに当たりまして、既にケーブルテレビ施設に加入された方々に対しても、基本利用料を3カ月間無料とするものであります。

内容の詳細につきましては、担当室長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） それでは、那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について、その内容の補足説明をいたします。

この一部を改正する条例は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例の附則を改正するもので、附則第6項、高齢者世帯の基本利用料の免除の特例を1項繰り下げ、新たに附則第6号として、加入者等の施設の基本利用料の特例を設けるものであります。

平成22年3月31日までに加入の申し込みをした者及び賃貸住宅などの入居者など使用者の利用の申し込みをした者について、施設の基本利用料月額1,600円を3カ月無料とするものであります。

附則につきましては、施行期日を公布の日とし、改正後の附則第6項の適用について、平成21年4月1日とするものであり、この規定によりすべての加入者等について施設の基本利用料を3カ月無料とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） それ自体は大変よいことだと思うんです。

加入者をこういうような形でもっと多く進めていくということ、一応の建前だと思うんです。というのは、建前というのは実際に申し込んで業者が工事を行うことになっても、3月過ぎても、要するに年度が過ぎても工事に取りかからないで、新しい年度に入っちゃってもまだやってもらえないというような方もいたんじゃないかというふうに思うんです。

さらに、4月過ぎてもそういうふうに工事が進まなかったという方に加えて、新たに、だからその4月に入ってから年度越してからでも、この工事をしていくような事態になっているということもあると思うんです。さらに、加えて今度3カ月延ばせば、そういう方々の中から申込者が当然生まれてくるということで、そういう意味じゃおくれおくれになって来ているという感じも一面持つんです。そういう意味ではやむを得ずその3カ月間は無料にするという措置をとらざるを得ないという事情もこの一面あったんじゃないかというふうに思うんですけれども、この点で、第1点それを伺います。

それと、こういう補助事業で進めてきたものについて、この特例措置をとると助成の農林事業とか、その他の特例債の活用とかというようなことでの財源措置が変わってくると思うんです。この財源措置についてはどういうふうなものになるかという点が、第2点です。

それから、第3点目は、私はこれまでこういう32億が26億ぐらいの圧縮した形で、これは入札の関係、落札が予定金額より低い形で落札されたという形で、町の支出、あるいは助成措置も低く金額も抑えるという形でできたんだから、宅内工事も無料にすべきだということをご承知のとおりだというふうに思うんです。ですから、この際、こ

ういう特例措置をとるならば、この宅内工事費についても全世帯、加入世帯、無料にできる
んではないかというふうに考えるわけです。

この点ではどういうふうな見解を持たれるのか、3点目として伺っておきたいというふう
に思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君に申し上げます。

ただいまの発言は自分の意見を述べながらの質疑となっております。疑問点やわからない
点のみを簡潔に質疑をするようお願いいたします。

答弁願います。

ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 3点のご質問でございますので、1点ず
つ答弁してまいりたいと思います。

まず第1点でございますが、施設の整備事業でございますが、幹線、引き込み線の工事を
町で責任を持ちまして工事の施工をいたしまして、その後、宅内の工事につきましては、第
3点とも関連ございますが、個人で手続をしていただいて、宅内工事が完了した後に接続す
るという形で工事を進めておりました。

宅内工事の進捗について、ちょっと見通しが甘かった点があるかと思いますが、4月の当
初の時点でなかなか不在で業者との連絡がとれない、アポイントメントがとれなくて、宅内
工事の施工ができないというような問題が約400件ございました。そんな形でおくれたこと
は事実でございますが、5月の段階で100件程度に減りまして、今最終的な加入の意思の確
認、申し込んでも取り消したいというような問題ございますので、そういった対策を講じて
いるところでございます。

第2点の補助事業の問題でございますが、施設の整備につきましては、補助事業で対応し
てございますが、運営費につきましては、特別会計事業ということで町の中で運営をしてご
ざいますので、補助金等の問題につきましては、一切絡んでいません。助成金等の問題につ
きましては、発生しないと考えています。

それから、第3点目の宅内工事を無料にしたかどうかというようなお話でございますが、
この件につきましては、従来から多分答弁していたかと思いますが、宅内工事につきましては、
個人の財産の問題でございますので、個人でご負担していただくのが建前だということ
でやっていますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今の答弁だと、それではその400件もおくれて工事をするということになれば、業者との計画というのはどういうふうなことになるのかという、業者が請け負ってやれないんでしょう。そうすると、町に損失を与えたということでしょう。その損失補てんはその業者がすべきじゃないですか。今度のこの件でも3カ月は業者が持つものではないんですか、これが1点です。

それから、財源措置については、これは今、一般会計からというふうに私は受けとめることなんですが、この財政措置がないというふうな答弁ですから、そういうことになるかと思うんですけども、年度過ぎるとそういうことにならざるを得ないということだと思えますね。これは、そういう意味でもやっぱり町に損失を与えたということになるんじゃないですか。

そういうことならば、業者が町に損失を与えたということであれば、損失補てんという形でこの3カ月については業者が持つ、さらにその従来どおり宅内工事は町がやらないということを行いますけれども、財源的には十分これまでの加入者を含めて、これからの加入者も宅内工事は補助事業分として、あるいは町の負担として可能ではないかということをお私は主張したいと思えますけれども、この点でもさらに答弁を得たいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君にこれ申し上げますけれども、宅内工事についての発言は議題外だと思いますので、注意いたします。

答弁願います。

ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 宅内工事につきましては、町は業者さんをおっせんして優先的に加入者の方が個人的に契約をしていただいて宅内工事を実施するというシステムをとりました。あくまでも、私の契約、私契約でございますので、それを業者さんと加入者さんとの都合で暮れまでに実施ができなかったということで、損失等の問題については若干趣旨が違うのではないかと考えています。

それから、第2点の問題につきましては、私の質問に対する解釈が間違っていたのかもしれませんが、この措置によりまして、収入を見込んでいた部分の減収につきましては2,200万程度の歳入、収入が減少するというところでございます。

その辺につきましては、加入を促進いたしまして、これから加入者の利用料を予算よりもふやす、あるいはそのほかのいろいろな施設附帯の便宜がございますので、インターネット

の加入を促進するとか、CSの放送の受信者をふやすとか、そういった努力によってある程度収入を確保していくと。最終的にどうしても予算まで達しないという状況につきましては、やはり一般会計から繰入金という形で受け入れざるを得ないと思いますが、加入促進に全力を注ぎましてなるべく一般会計に負担をかけないような形で努力をしていきたいと考えております。

宅内工事につきましては、基本的なところで申しわけございませんが、

以上です。

議長（小川洋一君） 執行部に申し上げます。

議題外の質問については答弁の必要はありません。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 関連質問として、この議案について質疑しているわけです。

3カ月の基本料を無料とすることによって、2,250万円の減収となるわけですね。この原因は400件の見通しの甘かった。つまり、請け負っても仕事ができないということが生まれたわけですね。その背景にこの3カ月間を無料にするということも出てきたということになるわけです。なれば、この減収については、業者が負担してもいいことになるんじゃないんですか。最後に伺います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 減額ということで、何となく工事のおくれが、課金がおくれて3カ月を無料になったというような趣旨でございますが、私どもはそうのように考えておりません。あくまでも今回のテレビにつきましては、高度化につきましては、非常にデジタル放送を初め有用な機能があると。せっかく設備を整備したものでございますので、なるべく多くの方、多くの町民の方に入っていただいて、その機能を十分に活用して、これから情報化時代と言われていますが、そういったものに対応していくようなまちづくりを進めていきたいという観点から、加入促進を進めるということで3カ月間無料にするという措置をとらせていただいたものでございます。

ひとつその辺のところは解釈の仕方はいろいろあるかと思うんですが、私どもといたしましては、せっかくの施設でございますので、町民の皆さん方にたくさん利用していただきたい。そして、まちづくりのために活用をしたいというのが本旨でございますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） ただいまの室長の話では、基本料金について3カ月間免除、できればこれ最初から3カ月無料といううたい文句で加入促進していただけるとよかったかなと思いますけれども。それはそれとして、基本料金以外のオプションのサービスのインターネット接続サービス、あるいはCSのパック販売、BSについては個人とNHKの契約なので、そちらはいいと思いますけれども、そちらのサービスについてはどうなのか。もう既に課金されているのか、あるいは4月分これから課金するのか、例えば4月以降、月の半ばで接続された方がどういう扱いになるのかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） オプションの料金につきましては、ご契約をいただいて利用していただいているということでございますので、5月分から課金をすることで今作業を進めております。納付書等がすぐ送付されるような形になるかと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 5月分から課金されるということで、あとは月半ばの人がどうなのか。それから、課金されるに当たって、利用者への通知、これはどのような形でされるのか、全くされないのか、あるいは月ごとにされるか、あるいは年度まとめてか、お伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 課金につきましては、なるべく町民の方に有利なような解釈の仕方をして運用してまいりたい。月中の申し込みをされた方につきましては、翌月の当初からというようなことで考えております。

さらに、課金のお知らせにつきましては、納付書と一緒に通知をさせていただくと。今までCTBの場合は2カ月に一度、基本料金ですが、課金でございましたが、これからは毎月オプションも含めまして課金という形になります。

よろしくお伺いいたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第6、議案第3号 那珂川町農村公園設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町農村公園設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

久那瀬農村公園につきましては、国の補助事業により昭和63年度に農業集落に居住する地域住民の日常的な健康増進と憩いの場を提供する施設として設置したものであります。

久那瀬農村公園は、遊具の老朽化により地域から撤去の要望等があり、施設を廃止するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町農村公園設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第7、議案第4号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第4号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、国・県補助事業の追加認定になったもののほか、防災行政無線システム改修工事費や環境のまちづくり推進事業費などを計上するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、消防費で消防施設整備事業費は、移動系防災行政無線改修工事費で6,313万6,000円を計上しました。第2は、衛生費で環境のまちづくり推進事業は、バイオマス基礎調査研究業務委託及びエコバック作成費などで966万8,000円を計上しました。第3は、民生費で老人福祉諸費は、要介護者台帳作成委託料で338万6,000円を計上いたしました。

以上、主な歳出を申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金、基金繰入金、

繰越金を充当いたしました。

なお、地域振興基金繰入金の6,200万円は、平成20年度国の経済対策による第2次補正により積み立てた地域活性化生活対策交付金を活用するものであります。

これにより、補正額は歳入歳出それぞれ7,800万円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は74億7,400万円となりました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金の補正額は100万円の増で、エネルギー教育推進事業費にかかるものであります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は50万円の増で、優良農地確保支援対策事業費、5目商工費県補助金の補正額は338万6,000円の増で、ふるさと雇用再生特別事業費であります。

18款繰入金、1項2目地域振興基金繰入金の補正額は6,200万円の増で、平成20年度の国の第2次補正により積み立てた地域活性化生活対策交付金分を防災行政無線システム改修工事費に充当するものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,111万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款義会費、1項1目議会費の補正額は30万円の増で、姉妹都市滋賀県愛荘町議会と那珂川町議会との交流事業費補助金であります。

3款民生費、1項3目老人福祉費の補正額は338万6,000円の増で、老人福祉諸費は高齢者や障害者等に係る要援護者台帳作成委託料であります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は966万8,000円の増で、環境のまちづくり推進事業費は環境基本計画に基づく環境のまちづくりの推進に当たり、バイオマスに関する基礎調査研究を進める業務委託料、ごみ減量化を目指すためのエコバック作成委託料などであ

ります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は50万5,000円の増で、優良農地確保支援対策事業費は遊休農地の実態把握のための一筆調査で管理台帳を作成するもので、今年度は小川地区を実施するものであります。

8款消防費、1項3目消防施設費の補正額は6,313万6,000円の増で、消防施設整備事業費は防災行政無線システムの改修工事費で、災害時における現場消防団の連絡システムを確立するもので、自動中継局設備の改修や車載携帯用の無線機を整備するものであります。

9款教育費、2項2目教育振興費の補正額は100万5,000円の増で、馬頭小学校費は国のエネルギー教育推進校の指定を受け、エネルギー問題や環境問題に対する子供の関心意欲の向上を図るための備品等の購入費であります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 8ページの衛生費、環境のまちづくり推進事業費966万8,000円の計上なんですけれども、もう少し詳しく説明をしていただけませんか。バイオマス研究とごみ減量エコバックの制作費とからしいんですけれども、この内容をもう少し詳しく説明を得たいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、補正の内容についてご説明いたします。

まず報償費なんです、報償費につきましては、委託料で計上していますエコバックのデザインを公募で採用する予定で考えております。その報償費になります。このエコバックにつきましては、また学官連携しているメディアとの協力も得たいと考えております。

次に、11節の61万8,000円については消耗品、これは水切りネットの購入の経費でございます。あと食糧費、これは6月23日から8月10日まで環境のまちづくりの座談会を開くための飲み物代でございます。あと環境連絡協議会のほうの飲み物代、これは食糧費ですね。これも見ております。あと印刷製本費が環境基本計画の概要版の作成を見ております。

次に、委託料900万円なんです、これはバイオマス基礎調査研究業務の委託料になります。これはあくまでも基礎調査の研究ということで、今年度基礎調査で、計画的に進めるた

めの調査も含めて長期的目標として第一歩の調査でございます。

次、エコバック制作業務料ということで、エコバックを6,000袋を予定しております。その制作の業務でございます。このエコバックの制作に関しては、町内、その環境基本計画の目的としまして、住民、事業者、行政と三者一体となった中での取り組みになりますので、エコバックにつきましては、あくまでも町内で、当然デザインも町内から、制作についてもそのように進めたいと思います。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） この額なんですけれども、印刷料、基礎調査、エコバック制作、6,000袋、これはそれぞれ幾ら計上されているのか。それぞれどういった会社に委託をするのか伺います。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 先ほどの印刷費なんです、印刷費は概要版6,000冊を見ております。44万1,000円見ております。

あとバイオマスなんです、委託料の中のバイオマスについては、重点プロジェクトの一つとしてバイオマスが掲げられております。その中で、あくまでも今年度、那珂川町があったバイオマスの研究ということでの調査で450万見ております。

委託料900万円のうち、エコバック制作費が6,000袋で、これも450万見ております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） ほかに。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） もう聞いたんですけれども、どういう会社に印刷とか基礎調査とか、エコバック制作を委託するのかということ聞いたんですけれども、この私どもは印刷なんかわかるような気もしますけれども、基礎調査とかエコバックの制作とかというのは、計算の基礎もわかりませんからなかなか判断しがたいんですけれども、基礎調査ということだけで450万円もかかるということが理解できるように、その内容等を説明をしてもらえればわかりやすいんですけれども。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） どういう業者と言われるご質問なんです、この業者につきましては、進める中で町のほうの選考委員会とコンサル的な専門的な業者の中での選定

になると思います。

あとバイオマス、それはバイオマスなんですが、そうすると、バイオマスのどんなことを調査するのかというご質問だと思うんですが、それにつきましては、まずは那珂川町のこのバイオマスの施設の計画、基礎調査をするに当たっての地域的な概要の整理が一つございます。あと那珂川町におけるバイオマスの資源、例えばふん尿とか、生ごみとか、木材チップとか、その他いろいろありますが、その辺のところの資源の現状の把握がございます。あと次に、生ごみの分別モデル事業、実際生ごみがどのように分別されているかというのも調査の対象になっております。その辺の那珂川町の特性を生かした、生かすことができる基礎調査ということで、将来的にはバイオマスにつきましては、那珂川町だけじゃなくて地域の連携、県とか国の連携というのは当然必要となります。その資金面の関係とか、その辺のところも含めた調査になっております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 他にありませんか。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） 7ページなんですが、15款の県支出金の5目に商工費県補助金があると思うんですが、338万6,000円ですか、ふるさと雇用再生特別事業費となっておりますが、これを見まして、その次のページ、8ページ、民生費の中の老人福祉費に338万6,000円が老人福祉諸費の委託料なんですが、ここに入っているんですね、これは。これだけ見ますと、商工費となっておりますよね、歳入は商工費県補助金と。次の8ページになりますと、民生費に使われているような気がするんですが、この使い道に対しては妥当なのかどうかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 今回の補助金につきましては、第2次補正で積み立てられました県の予算から支出されております。

したがって、緊急雇用の目的が商工費なものですから、歳入でそちらで受け入れると。今度、歳出につきましては、それぞれの目的に使用できます。例えば、本年度当初予算に盛り込みましたイノシシ肉加工であるとか、道路関係の整備であるとか、そちらのほうにも使わせていただいておりますので、その目的に合ったところで予算を立てております。

そういうわけで、民生費のほうで歳出については計上をいたしました。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

10番（橋本 操君） 私の手元にあるものを見ると、何となく納得できないような気がするんですね。きのうの議会の中でも、私も町長も100年に一度とかという大不況だというのは、だれしもわかっていると思うんですね。こういう中で、緊急対策ということで補助金が出たら、皆さんだれしもが納得できるような使い方じゃないと疑問に思うんですがね。もっと納得できるような答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 先ほどもご説明はいたしましたが、今回の歳出の使用先であります。老人福祉費の中で、高齢者や障害者等にかかる要援護者台帳の作成ということで委託をするわけです。これは総合福祉センター、社会福祉協議会のほうですね。そちらのほうに委託をします。社会福祉協議会で人材を雇いまして、そちらのほうで雇用を造成するというような趣旨でございます。

議長（小川洋一君） 橋本 操君。

10番（橋本 操君） 100%納得はしないんですが、今の説明だと10%ぐらい納得しました。大丈夫です。もう結構です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

益子明美さん。

3番（益子明美君） 衛生費の中の環境のまちづくり推進事業費の中で、バイオマス研究委託事業に450万円、先ほど大森議員の質問の中で基礎調査に使われるということでしたが、その内容が地域的概要の整備、ふん尿、生ごみ、資源がどのようになっているかということ进行调查するものというふうなお答えでしたが、こういった基礎調査というのは行政の職員の方が一番よくわかっているような気がするんですけれども、その辺は担当の職員のほうでできないのか。コンサルのほうに頼むに当たって、その調査も含めてしないと、さらなる研究を進めていく上での調査というものを含めてできないのかということで、こういうふうな選定をお願いしているのかどうかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 益子議員のご質問にお答えします。

多分バイオマスについては当然、有機物質等からエネルギーをつくると、簡単に言いますと。そういうようなものがバイオマスということでありまして、その基礎調査、うちのほうの室とか役場の中でできないかというご質問だと思っておりますが、そうしますと、バイオマス自体が今現実的に那珂川町においても、その特殊な事業でございます。あくまでも道路をつく

るとか、建物をつくるとか、そういう事業じゃなくて、あくまでも今度の実施に向けたものでありますので、継続的に進めていかなければなりません。そうしますと、やはりバイオマスの専門的な知識が必要となってくると思います。

そういう点から、基礎調査として委託を計上したものであります。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） そういった専門的な知識を担って配置されているのが、環境整備推進室の職員ではないかというふうに思ってしまうんですけども、これからバイオマス研究を進めていくに当たって、基礎調査で450万ということにして、さらなる追加調査でどのくらいかかるかということが出てくると思うんですけども、全体的な那珂川町なりのバイオマスを取り入れる事業として取り入れるまでにはどのくらいの費用がかかるというふうに踏んでいらっしゃいますか。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、お答えします。

今の時点での計画なんですけど、案というか、今後このバイオマスの事業を進める中で、これから立ち上げます仮称でありますけど、環境連絡協議会という町民、事業者、行政の中での組織で、それでいろいろ最終的には研究して相談を、協議をしながら進めていくこととなります。

その前段の段階での、あくまでも研究ということですが、予定としては21年度が基礎調査の研究になります。22年度が施設設計の検討ということになります。23年度がそれに対する環境影響とかの調査等も考えられます。24、25について事業実施計画の作成、最短でいっても26か27に着手という流れで、一応計画は考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 二十六、七年までの着手の計画を述べていただいたわけですが、それまでにかかる経費というのは試算されていませんか。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） その経費については、先ほど申し上げましたように、あくまでも連絡協議会でいろいろな手法というか、意見が出されると思います。今の時点では、詳しく経費についてはちょっと計算はしておりません。

以上でございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は14時20分といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第8、議案第5号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本計画は、平成17年度から平成21年度までの那珂川町過疎地域自立促進計画後期計画でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により、小川地区も含めた全域が過疎地域と見なされたことから、旧馬頭町で策定しておりました広域計画を踏襲し、新たな施策等を盛り込み策定したもので、平成18年6月定例会において議会の議決をいただいたところであります。

今回は、計画の変更でありまして、同法第6条の規定により議会の議決を要することから提案したものであります。

変更の内容は、現在事業を進めております高手の里の定住促進団地整備事業を本計画に追加するもので、最終ページに別紙変更後の表3事業計画を追加するものであります。

参考資料として、那珂川町過疎地域自立促進計画後期計画の抜粋を添付いたしましたので、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、この変更によって、高手の里の事業の財源に過疎債を充てるほか、過疎地域集落整備事業費補助の対象となります。

ご審議の上、議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第9、発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

8番、川上委員長。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 発議第1号、説明を申し上げます。

ただいま提案になりました発議第1号 農業委員会委員の推薦について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

那珂川町農業委員会委員の任期が平成21年6月30日に満了することに伴い、議会推薦委員についても、新たに推薦することとなりましたことから、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく議会推薦の委員について議案を提出するものでございます。

なお、人選に当たりまして、農業、農地に関する施策等や馬頭地区、小川地区それぞれの事情に精通した当町農業の中核的な立場にある方で、南那須地区農村女性連絡会議から要望のあった農村女性の農業委員登用について、その趣旨を十分に参酌して推薦者を選定いたしました。

推薦者は、大山田上郷の永山律子さん、薬利の佐藤やよひさん、久那瀬の益子幸江さん、小川の和泉芳江さんの4名であります。

議員各位のご賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨の説明いたします。

議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第10、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

川上委員長。

〔議会運営委員長 川上要一君登壇〕

議会運営委員長（川上要一君） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

毎年、栃木県町村議会議長会主催により、議会等運営の適正円滑化と職務遂行に必要な知識の習得を目的として開催されます。

議長、副議長、委員長等研修会に、本年度においても、正・副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員長を派遣するため、議員派遣の件について提案するものでございます。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成21年第4回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立をお願いします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時28分